

つながるネット会員運営規程

(目的)

第1条 農商工連携に関心のある農林漁業者や商工業者等を会員とする組織「つながるネット」の会員に関し、必要な事項を定める。

(登録機関)

第2条 つながるネット会員の登録機関は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課とする。

(登録)

第3条 会員登録を希望する者は、登録機関につながるネット会員登録届出書(様式1)を提出するものとする。

2 登録機関は、登録届出書を提出した者に対して、つながるネット会員登録通知書(様式2)を通知する。

(登録抹消)

第4条 登録機関は、会員から辞退の申し出があったときは、その登録を抹消するものとする。

2 登録機関は、次の各号に該当する場合は、登録を抹消することができるものとする。

(1) つながるネットの名誉を著しく傷つけ、あるいはつながるネットの目的に反する行為を行ったとき

(2) 他の会員に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれがある行為を行ったとき

3 登録機関は、前2項により登録を抹消したときは、その会員に対して、つながるネット会員登録抹消通知書(様式3)を通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、つながるネット会員に関し必要な事項は、経営支援課長が定める。

附 則

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。